

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十月二十日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一七―〇―一五四

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表金融庁の部内部部局の項中「局長 総括審議官」を「次長 局長 監督総括審議官」に、「検査監理官 審判官」を「審判官 検査監理官」に改め、「国際室長」及び「情報・分析室長 リスク管理検査室長 サイバーセキュリティ対策企画調整室長 マネーローナダリング・テロ資金供与対策企画室長 金融サービス利用者相談室長 金融サービス仲介業室長 貸金業室長 フィンテックモニタリング室長 信用機構企画室長」を削り、「監督調査室長」を「信用機構企画室長 市場機能強化室長 暗号資産企画室長 監督調査室長 リスク管理検査室長 サイバーセキュリティ対策企画調整室長 金融犯罪対策室長 金融サ―

ビス利用者相談室長 貸金業室長」に、「監督企画官 地域金融生産性向上支援室長 協同組織金融室長」を「金融仲介企画室長 協同組織金融室長 資産運用調整官」に、「資産運用調整官」を「金融サービス仲介業室長 イノベーション推進室長」に改め、同部証券取引等監視委員会事務局の項中「情報解析室長」を「情報解析室長 国際取引等分析室長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「国際機関室長」を「国際機関室長 スタートアップ支援室長」に改め、「標準化戦略室長」及び「デジタル経済推進室長」を削り、「国際企画室長」を「国際企画室長 電気通信経済安全保障室長」に、「国際戦略局参事官」を「情報流通行政局参事官」に改め、「及び人事に関する事務を担当する者」を削る。

別表法務省の部内部部局の項中「訟務調査室長」を「訟務調査室長 訟務企画官」に改める。

別表財務省の部内部部局の項中「事務管理室長 税関考査管理室長」を「デジタル基盤統括室長 税関考査管理室長」に、「経済連携室長」を「経済連携室長 経済安全保障政策企画官」に、「人事専門官」を「主任会計事務効率化専門官 人事専門官」に改め、同部税関の項中「特別関税調査官」を「特別調査官」に改める。

別表国税庁の部内部部局の項中「人事係長」を「監督評価事務専門官 人事専門官 厚生専門官 国税庁監察事務専門官 人事係長」に改め、同部国税不服審判所の項中「人事係長」を「人事係長 庶務係長」に改め、同部国税局の項中「国税広報聴室長」を「国税広報聴室長 特別国税管理官」に、「人事係長」を「人事専門官 厚生専門官 人事係長」に改め、同部沖縄国税事務所の項中「人事係長」を「人事専門官 人事係長」に改める。

別表国土交通省の部内部部局の項中「先任技術管理航空管制技術官」を「先任技術管理航空管制技術官 準天頂衛星連携調整官」に改め、同部地方整備局の項中「専門調査官（人事課）」の下に「総務課」を加える。

別表環境省の部内部部局の項中「市場メカニズム室長」を「環境金融推進室長」に、「気候変動国際交渉室長」を「気候変動国際協力室長」に、「国立公園利用推進室長」を「生物多様性ビジネス推進室長 国立公園利用推進室長」に改め、同部地方環境事務所の項を次のように改める。

地方環境局	局長 次長 保全統括官 部長 課長 統括環境保全企画官 統括自然保護企画官
	地域脱炭素創生室長 支所長 課長補佐（管理） 人事係長

別表備考第一項中「令和八年五月三十一日」を「令和八年八月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。